

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和3年

奈良市議会3月定例会

令和 2 年度関係

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市長の退職手当の特例に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 平成29年7月31日において市長の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市特別職の職員の給与に関する条例第7条の規定にかかわらず、これを支給しない。(第2条関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長の現在の任期に係る退職手当について、支給しないこととしようとするもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）第1条による新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 新型コロナウイルス感染症に関する定義を改める。（附則第4項関係）</p> <p>現行 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症</p> <p>改正案 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の政令廃止に伴い、本条例で引用している新型コロナウイルス感染症に関する定義を改めるもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

## 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当の特例）</p> <p>4 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第18条の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当の特例）</p> <p>4 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u>をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第18条の規定は、適用しない。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 固定資産評価審査委員会の審査手続において、審査申出人等の押印義務を不要とするため、所要の改正を行う。(第4条、第7条から第10条まで関係)
3 制定改廃の理由	<p>・行政不服審査法施行令の改正方針で、審査請求人等に対する押印は、実印ではない認印も法令上排除されておらず、審査請求等の本人確認や審査請求書等の真正性担保の意義に乏しいことから、当該押印の手段を廃止したとしても支障は生じないと考えられるため、見直されることとなった。</p> <p>この方針に準じ、本市の固定資産評価審査委員会の審査手続においても押印を不要とすることとした。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総務部 市民税課

## 奈良市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p>

現行	改正案
<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p>	<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名____しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第10条 略</p>
<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名____しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市興行場法施行条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第140号）</li> <li>・食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（令和2年7月14日付生食発0714第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 事業譲渡を受けた場合における記載事項の省略及び追加（第2条関係）</p> <p>興行場営業を譲り受けた者が許可申請を行う場合、申請書の一定の記載事項のうち変更がないものの記載を省略することができる旨を追加し、また、譲り受けた場合における記載事項を追加する。</p> <p>2. 事業譲渡を受けた場合における添付書類の省略（第2条関係）</p> <p>興行場営業を譲り受けた者が許可申請を行う場合、図面等のうち変更がないものの添付を省略することができる旨を追加する。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法施行規則等の一部改正により、事業譲渡に伴う許可申請等の手続きの簡素化が図られたことに準じ、興行場法第2条の規定に基づく興行場営業の許可申請等についても、所要の規定の整備を行うため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課

## 奈良市興行場法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。<u>ただし、同項の許可を受けて興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨</u></p>
<p>2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。<u>ただし、営業者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、当該興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。</u></p>
<p>(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による<u>営業者</u>が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第87号）</li> <li>・ 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和2年政令第285号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 第2条第5号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の省令改正に伴い、引用している省令名に変更が生じたため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	観光経済部 産業政策課

## 奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 対象施設 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 対象施設 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。</p>

令和3年度関係

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年奈良市条例第45号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 会計年度任用職員の期末手当について、支給率を現行どおり「100分の130」とする旨の規定の整備を行う。 (1) フルタイム会計年度任用職員の期末手当（第14条関係） (2) パートタイム会計年度任用職員の期末手当（第24条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員の期末手当について、現行の支給水準を維持するため、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

## 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第24条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>2・3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において</p>	<p>2・3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第24条第2項中</u></p>
<p>、給与条例第24条第4項中「給料(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</p>	<p>「給料(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「<u>報酬</u>の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別会計条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 奈良市市街地再開発事業特別会計を廃止する。（本則第3号関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度の公債費償還の終了に伴い、奈良市市街地再開発事業特別会計として執行する歳入・歳出がなくなるため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	総務部 財政課



## 奈良市特別会計条例 新旧対照表

現行	改正案
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 （1）・（2） 略 <u>（3） 奈良市市街地再開発事業特別会計 市街地再開発事業</u> <u>（4） 略</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 （1）・（2） 略  <u>（3） 略</u>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県手数料条例等の一部を改正する条例（平成31年3月奈良県条例第29号）第8条による奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例（昭和35年4月奈良県条例第15号）の一部改正</li> <li>・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条による食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部改正</li> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象拡大に伴う手数料の改定、工場、倉庫等に係る当該判定手数料等についての減額措置、複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の新設等を行う。（別表第38の2項、第41の2項、第76の11項、第76の13項、第76の14の2項、第76の14の3項、第76の15項、第76の17項関係）</li> <li>2. 食品衛生法施行令の一部改正による営業許可業種の見直しに伴い、許可手数料の区分及び額を改める。（別表第132項関係）</li> <li>3. 環境基準等に係る水質検査手数料及び衛生検査手数料について、奈良県と同様の検査手数料に改定する。（別表第138項、第138の2項関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の県条例の改正に準拠し、本市の水質検査手数料及び衛生検査手数料についても県と同様の額に改定するもの。</li> <li>・食品衛生法の一部改正に伴い、営業許可業種の見直しが行われたことから、申請手数料について所要の改正を行うもの。</li> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の改定その他所要の規定の整備を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和3年4月1日、令和3年6月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健・環境検査課、健康医療部 保健所 保健衛生課、都市整備部 建築指導課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
番号	名称	事務		金額	番号	名称	事務		金額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。）に係る建築基準法第7条	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円を加算した額	38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。）に係る建築基準法第7条	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に60,000円（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの（以下この項、第41の2項、第76の14の2項及び第76の14の3項において「工場等」という。）である場合にあつては、

現行				改正案			
		第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査				第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査	17,000円)を加算した額
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に78,000円(工場等である場合にあっては、22,000円)を加算した額	
						第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円(工場等である場合にあっては、52,000円)を加算した額
						第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円(工場等である場合にあっては、77,000円)を加算した額
						第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円(工場等である場合にあっては、77,000円)を加算した額
						第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円(工場等である場合にあっては、77,000円)を加算した額

現行					改正案				
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に194,000円_____を加算した額				10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に194,000円(工場等である場合にあつては、95,000円)を加算した額
			床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に227,000円_____を加算した額				床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に227,000円(工場等である場合にあつては、117,000円)を加算した額
			床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に294,000円_____を加算した額				床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に294,000円(工場等である場合にあつては、161,000円)を加算した額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
41の2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ	41の2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ

現行				改正案			
能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく	平方メートル以内の場合	当該手数料額に125,000円を加算した額	能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく	平方メートル以内の場合	当該手数料額に60,000円（工場等である場合にあっては、17,000円）を加算した額
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に78,000円（工場等である場合にあっては、22,000円）を加算した額
建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第	建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円	建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第	建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円（工場等である場合にあっては、52,000円）を加算した額
		床面積の合計が5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に62,000円（工場等である場合にあ			床面積の合計が5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に62,000円（工場等である場合にあ

現行				改正案						
		2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に194,000円_____			2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に194,000円(工場等である場合にあっては、95,000円)	
				を加算した額					を加算した額	
			床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に227,000円_____				床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に227,000円(工場等である場合にあっては、117,000円)	
				を加算した額					を加算した額	
		床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に294,000円_____				床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に294,000円(工場等である場合にあっては、161,000円)		
								を加算した額		を加算した額
								を加算した額		を加算した額
76の	低炭素建築物	略	略	略	76の	低炭素建築物	略	略	略	

現行				改正案					
11	新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物（以下この項及び第76の13項において「 <u>その他建築物</u> 」という。）であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この項及び第76の13項において「 <u>誘導基準</u> 」という。）のうち、特別な調査又は研究の結	略	略	11	新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物（以下この項及び第76の13項において「 <u>その他建築物</u> 」という。）であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この項及び第76の13項において「 <u>誘導基準</u> 」という。）のうち、特別な調査又は研究の結	略	略
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円）			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、18,700円）	
			略	略			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円）	
			略	略			略	略	



現行					改正案				
		果に基づく方法 以外の方法を用 いたものに係る 審査（以下この 項において「そ の他標準審査」 という。）					果に基づく方法 以外の方法を用 いたものに係る 審査（以下この 項において「そ の他標準審査」 という。）		
		都市の低炭素化 の促進に関する 法律第53条第1 項の規定に基づ く低炭素建築物 新築等計画の認 定の申請に対す る審査のうち、 その他建築物で あって誘導基準 のうち、特別な 調査又は研究の 結果に基づく方 法を用いたもの に係る審査（以 下この項におい て「その他モデ ル審査」という。 ）	略	略			都市の低炭素化 の促進に関する 法律第53条第1 項の規定に基づ く低炭素建築物 新築等計画の認 定の申請に対す る審査のうち、 その他建築物で あって誘導基準 のうち、特別な 調査又は研究の 結果に基づく方 法を用いたもの に係る審査（以 下この項におい て「その他モデ ル審査」という。 ）	略	略
			床面積が300平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	1件につき154,00 0円（低炭素建築 物適合計画であ る場合にあって は、29,300円）			床面積が300平 方メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの	1件につき118,00 0円（低炭素建築 物適合計画であ る場合にあっては 、18,700円）	
							床面積が1,000 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の	1件につき154,00 0円（低炭素建築 物適合計画であ る場合にあっては 、29,300円）	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

現行				改正案			
76の13	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	略	略	76の13	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	略	略
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	略	略		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	略	略
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円）	略		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、18,700円）	略
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円）	略		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円）	略
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	略	略		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	略	略
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、118,700円）	略		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき118,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、18,700円）	略

現行					改正案				
		する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であつて誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他モデル審査」という。）	トル未満のもの	る場合にあっては、 29,300円)			する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であつて誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他モデル審査」という。）	トル未満のもの	る場合にあっては、 18,700円)
		略	略	略			略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
76の14の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 543,000円	76の14の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき296,000円（工場等である場合にあっては、34,000円） 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

現行				改正案				
		建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項				建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき543,000円（工場等である場合にあつては、107,000円）
		に規定する非住宅部分（以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であつて建築物エネルギー消費性能の	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき669,000円		に規定する非住宅部分（以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であつて建築物エネルギー消費性能の	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき669,000円（工場等である場合にあつては、157,000円）
		基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき790,000円		の19項において「非住宅部分」という。）であつて建築物エネルギー消費性能の	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき790,000円（工場等である場合にあつては、194,000円）
			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき901,000円		基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項並びに備考第7項及び第13項から第17項	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき901,000円（工場等である場合にあつては、239,000円）
		において「	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,124,000円		までに	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,124,000円（工場等である場合にあつては、330,000円）

現行				改正案				
		基準省令」という。)第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査				基準省令」という。)第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査		
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 245,000円		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき116,000円(工場等である場合にあつては、29,200円)
							床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき152,000円(工場等である場合にあつては、41,000円)
							床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき245,000円(工場等である場合にあつては、100,000円)
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 320,000円			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき320,000円(工場等である場合にあつては、150,000円)
			床面積が10,000平方メートル以上	1件につき 384,000円			床面積が10,000平方メートル以上	1件につき384,000円(工場等である場合にあつては、150,000円)

現行				改正案				
		上25,000平方メートル未満のもの				上25,000平方メートル未満のもの	る場合にあつては、185,000円)	
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 450,000円			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円(工場等である場合にあつては、230,000円)	
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 583,000円			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき583,000円(工場等である場合にあつては、319,000円)	
						建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 18,700円
							床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 29,300円
							床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円
							床面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき

現行					改正案				
							エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 床面積が50,000平方メートル以上のもの	132,000円 1件につき 166,000円 1件につき 207,000円 1件につき 289,000円
76の14の3	建築物エネルギー消費性能確保計画変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のう	床面積が300平方メートル未満のもの 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 236,000円 1件につき 381,000円	76の14の3	建築物エネルギー消費性能確保計画変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のう	床面積が300平方メートル未満のもの 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 床面積が1,000平方メートル以上のもの	1件につき236,000円（工場等である場合にあつては、25,000円） 1件につき296,000円（工場等である場合にあつては、34,000円） 1件につき381,000円（工場等であ

現行				改正案			
ち、非住宅部分 であって基準省 令第1条第1項 第1号イの基準 を用いたものに 係る審査				ち、非住宅部分 であって基準省 令第1条第1項 第1号イの基準 を用いたものに 係る審査		上2,000平方メ ートル未満のも の	る場合にあっては (46,000円)
	床面積が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 543,000円			床面積が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のも の	1件につき543,00 0円(工場等であ る場合にあっては (107,000円)	
	床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 669,000円			床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の	1件につき669,00 0円(工場等であ る場合にあっては (157,000円)	
	床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 790,000円			床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の	1件につき790,00 0円(工場等であ る場合にあっては (194,000円)	
	床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 901,000円			床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ ートル未満のも の	1件につき901,00 0円(工場等であ る場合にあっては (239,000円)	
	床面積が50,000 平方メートル以 上のも	1件につき 1,124,000円			床面積が50,000 平方メートル以 上のも	1件につき1,124, 000円(工場等で ある場合にあって は、330,000円)	



現行				改正案					
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項 又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 91,600円			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項 又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 91,600円 0円(工場等である場合にあつては、21,200円)
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 152,000円				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 116,000円(工場等である場合にあつては、29,200円)
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 245,000円				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 152,000円(工場等である場合にあつては、41,000円)
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 320,000円				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 245,000円(工場等である場合にあつては、100,000円)
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 384,000円				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 320,000円(工場等である場合にあつては、150,000円)
								床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 384,000円(工場等である場合にあつては、185,000円)

現行				改正案			
		の				の	
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 450,000円			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円(工場等である場合にあつては、230,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 583,000円			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき583,000円(工場等である場合にあつては、319,000円)
						建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の	
						床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 11,500円
						床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 18,700円
						床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 29,300円
						床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円

現行					改正案				
							建築物である建築物に係る審査	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 132,000円
								床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 166,000円
								床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 207,000円
								床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 289,000円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
76の15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機	76の15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機

現行				改正案			
		申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円			申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円
		略	略			略	略
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	略

現行				改正案				
		<p>律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する住宅部分（一戸建ての住宅を除く。以下この項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。）に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）</p>				<p>律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する住宅部分（一戸建ての住宅を除く。以下この項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。）に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）</p>		
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向	略	略		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向	略	
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700

現行			改正案		
上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)		円)	上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)		円)
	略	略		略	略
	略	略		略	略
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基	略	略	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基	略	略
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300円)		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、18,700円)
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300円)

現行				改正案			
	準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	略	略		準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	略	略
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	略	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
					建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額	

現行				改正案			
						一消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅審査に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額
76の16	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	略	76の16	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、同法第35条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	略
76の17	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項	略	76の17	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項	略



現行					改正案				
	料	において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）				料	において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）		
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	略	略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	略	略

現行				改正案			
	の認定の申請に 対する審査のう ち、共同住宅に 係る審査（以下 この項において 「共同住宅審 査」という。）				の認定の申請に 対する審査のう ち、共同住宅に 係る審査（以下 この項において 「共同住宅審 査」という。）		
	建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第31条第2項 において準用す る同法第29条第 1項の規定に基 づく建築物エネ ルギー消費性能 向上計画の変更 の認定の申請に 対する審査のう ち、非住宅部分 であって基準省 令第10条第1号 イ(1)及びロ(1) の基準を用 いたものに係る 審査（以下この 項において「非	略	略		建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第36条第2項 において準用す る同法第34条第 1項の規定に基 づく建築物エネ ルギー消費性能 向上計画の変更 の認定の申請に 対する審査のう ち、非住宅部分 であって基準省 令第10条第1号 イ(1)及びロ(1) の基準を用 いたものに係る 審査（以下この 項において「非	略	略
		床面積が300平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	1件につき378,00 0円（建築物エネ ルギー消費性能 向上基準適合計 画である場合に あっては、29,300円 )			床面積が300平 方メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの	1件につき293,00 0円（建築物エネ ルギー消費性能 向上基準適合計 画である場合に あっては、18,700円 )
		略	略			床面積が1,000 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の	1件につき378,00 0円（建築物エネ ルギー消費性能 向上基準適合計 画である場合に あっては、29,300円 )

現行			改正案		
住宅標準審査」という。)			住宅標準審査」という。)		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	略	略	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分の	略	略
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300円)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、18,700円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項	略	略	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項	略	略	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項	略	略

現行			改正案		
	において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査			において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
				建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査	1件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅審査に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準

現行				改正案			
						査	審査に掲げる 手数料額 エ 非住宅モデ ル審査に掲げ る手数料額
76の18	建築物エネルギー消費性能向上に関する法律第31条第2項の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	略	76の18	建築物エネルギー消費性能向上に関する法律第36条第2項の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	略
76の19	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の	略	76の19	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の	略

現行					改正案					
			申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)					申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)		
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いた	略	略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いた	略	略	

現行				改正案			
		ものに係る審査 (以下この項において「共同住宅性能審査」という。)				ものに係る審査 (以下この項において「共同住宅性能審査」という。)	
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)	略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	略

現行				改正案			
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、 <u>共同住宅</u> であって <u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u> の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「 <u>共同住宅仕様審査</u> 」という。)	略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、 <u>共同住宅</u> であって <u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)</u> の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「 <u>共同住宅仕様等審査</u> 」という。)	略
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく	略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく	略
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物



現行				改正案				
		建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	略	である場合にあっては、29,300円)			建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	である場合にあっては、18,700円)
							床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)
				略			略	略
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロ	略	略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロ	略
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)	
				略			略	略
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロ	略	略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロ	略
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			1件につき115,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、18,700円)	
				略			略	略

現行				改正案			
		の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	略			の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	略
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様等審査に掲げる手数料額 イ 略
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 略			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様等審査に掲げる手数料額 イ 略
略				略			
132	飲食店営業等	食品衛生法(昭和28年政令第229号)第	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第	132	飲食店営業等	食品衛生法(昭和28年政令第229号)第	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第
	許可申請手数				許可申請手数		
			1件につき17,600円(許可の有効期				1件につき17,600円(許可の有効期

現行				改正案			
料	2年法律第233号)	35条第1号に規定する飲食店営業の場合	間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合(以下この項において「継続の場合」という。)については14,900円、露店形態の営業である場合については6,100円)	料	2年法律第233号)	35条第1号に規定する飲食店営業の場合	間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合(以下この項において「継続の場合」という。)については14,900円、露店形態の営業である場合については6,100円)
	第52条第1項の規定に基づく飲食店営業等の許可の申請に対する審査				第55条第1項の規定に基づく飲食店営業等の許可の申請に対する審査		
		食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業の場合	1件につき10,600円(継続の場合については8,800円、露店形態の営業である場合については6,100円)			食品衛生法施行令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の場合	1件につき6,100円
		食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については13,100円、露店形態の営業である場合については6,100円)			食品衛生法施行令第35条第3号に規定する食肉販売業の場合	1件につき10,600円(継続の場合については、8,800円)
		食品衛生法施行令第35条第4号に規定するあん類製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)			食品衛生法施行令第35条第4号に規定する魚介類販売業の場合	1件につき10,600円(継続の場合については、8,800円)

現行			改正案		
	食品衛生法施行令第35条第5号に規定するアイスクリーム類製造業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）		食品衛生法施行令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
	食品衛生法施行令第35条第6号に規定する乳処理業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）		食品衛生法施行令第35条第6号に規定する集乳業の場合	1件につき10,600円（継続の場合については、8,800円）
	食品衛生法施行令第35条第7号に規定する特別牛乳搾取処理業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）		食品衛生法施行令第35条第7号に規定する乳処理業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
	食品衛生法施行令第35条第8号に規定する乳製品製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）		食品衛生法施行令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
	食品衛生法施行令第35条第9号に規定する集乳業の場合	1件につき10,600円（継続の場合については、8,800円）		食品衛生法施行令第35条第9号に規定する食肉処理業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
	食品衛生法施行令第35条第10号に規定する乳類販売業の場合	1件につき10,600円（継続の場合については、8,800円）		食品衛生法施行令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
	食品衛生法施行令第35条第11号に規定する食肉処理業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）		食品衛生法施行令第35条第11号に規定する菓子製造業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）

現行				改正案			
			円)				円)
		食品衛生法施行令第35条第12号に規定する食肉販売業の場合	1件につき10,600円(継続の場合については、8,800円)			食品衛生法施行令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)
		食品衛生法施行令第35条第13号に規定する食肉製品製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)			食品衛生法施行令第35条第13号に規定する乳製品製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
		食品衛生法施行令第35条第14号に規定する魚介類販売業の場合	1件につき10,600円(継続の場合については、8,800円)			食品衛生法施行令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
		食品衛生法施行令第35条第15号に規定する魚介類せり売営業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)			食品衛生法施行令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
		食品衛生法施行令第35条第16号に規定する魚肉ねり製品製造業の場合	1件につき17,600円(継続の場合については、14,900円)			食品衛生法施行令第35条第16号に規定する水産製品製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
		食品衛生法施行令第35条第17号に規定する食品の冷凍又は冷蔵業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)			食品衛生法施行令第35条第17号に規定する氷雪製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
		食品衛生法施行令第35条第18号に規定する食	1件につき23,100円(継続の場合に			食品衛生法施行令第35条第18号に規定する液	1件につき23,100円(継続の場合に

現行			改正案		
	品の放射線照射業の場合	については、18,200円)		卵製造業の場合	については、18,200円)
	食品衛生法施行令第35条第19号に規定する清涼飲料水製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)		食品衛生法施行令第35条第19号に規定する食用油脂製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)
	食品衛生法施行令第35条第20号に規定する乳酸菌飲料製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)		食品衛生法施行令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業の場合	1件につき17,600円(継続の場合については、14,900円)
	食品衛生法施行令第35条第21号に規定する氷雪製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)		食品衛生法施行令第35条第21号に規定する酒類製造業の場合	1件につき17,600円(継続の場合については、14,900円)
	食品衛生法施行令第35条第22号に規定する氷雪販売業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)		食品衛生法施行令第35条第22号に規定する豆腐製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)
	食品衛生法施行令第35条第23号に規定する食用油脂製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)		食品衛生法施行令第35条第23号に規定する納豆製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)
	食品衛生法施行令第35条第24号に規定するマーガリン又はショートニング製造業の場合	1件につき23,100円(継続の場合については、18,200円)		食品衛生法施行令第35条第24号に規定する麺類製造業の場合	1件につき15,400円(継続の場合については、13,100円)
	食品衛生法施行令第35	1件につき17,600		食品衛生法施行令第35	1件につき23,100

現行			改正案		
	条第25号に規定するみそ製造業の場合	円（継続の場合については、14,900円）		条第25号に規定するそうざい製造業の場合	円（継続の場合については、18,200円）
	食品衛生法施行令第35条第26号に規定する醤油製造業の場合	1件につき17,600円（継続の場合については、14,900円）		食品衛生法施行令第35条第26号に規定する複合型そうざい製造業の場合	1件につき28,000円（継続の場合については、26,000円）
	食品衛生法施行令第35条第27号に規定するソース類製造業の場合	1件につき17,600円（継続の場合については、14,900円）		食品衛生法施行令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
	食品衛生法施行令第35条第28号に規定する酒類製造業の場合	1件につき17,600円（継続の場合については、14,900円）		食品衛生法施行令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の場合	1件につき28,000円（継続の場合については、26,000円）
	食品衛生法施行令第35条第29号に規定する豆腐製造業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）		食品衛生法施行令第35条第29号に規定する漬物製造業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）
	食品衛生法施行令第35条第30号に規定する納豆製造業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）		食品衛生法施行令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
	食品衛生法施行令第35条第31号に規定するめん類製造業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）		食品衛生法施行令第35条第31号に規定する食品の小分け業の場合	1件につき15,400円（継続の場合については、13,100円）

現行				改正案			
		食品衛生法施行令第35条第32号に規定するそうざい製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）			食品衛生法施行令第35条第32号に規定する添加物製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）
		食品衛生法施行令第35条第33号に規定する缶詰又は瓶詰食品製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）				
		食品衛生法施行令第35条第34号に規定する添加物製造業の場合	1件につき23,100円（継続の場合については、18,200円）				
132	飲食店営業等の2	飲食店営業等	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく飲食店営業等の許可に関する証明書の書換え交付手数料	132	飲食店営業等の2	飲食店営業等	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく飲食店営業等の許可に関する証明書の書換え交付手数料
132	飲食店営業等の3	飲食店営業等	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく飲食店営業等の許可に関する証明書の再交付手数料	132	飲食店営業等の3	飲食店営業等	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく飲食店営業等の許可に関する証明書の再交付手数料
138	環境基準等に係る水質検査手数料	平常検査（排水検査）	1件につき 8,640円	138	環境基準等に係る水質検査手数料	平常検査（排水検査）	1件につき 8,800円
		平常検査（排水以外の水の検査）	1件につき 9,150円			平常検査（排水以外の水の検査）	1件につき 9,310円
		大腸菌群数検査	1件につき 1,640円			大腸菌群数検査	1件につき 1,670円
		揮発性有機化合物検査	1項目につき53,790円。ただし、同一検体で1項目			揮発性有機化合物検査	1項目につき54,780円。ただし、同一検体で1項目



現行					改正案				
				増すごとに5,450円を加算する。					増すごとに5,550円を加算する。
			農薬項目検査	1項目につき37,440円。ただし、同一検体で1項目増すごとに6,060円を加算する。			農薬項目検査	1項目につき38,130円。ただし、同一検体で1項目増すごとに6,170円を加算する。	
		その他の検査	前処理を要しない検査	1項目につき 1,130円			その他の検査	前処理を要しない検査	1項目につき 1,150円
			簡単な前処理を要する検査	1項目につき 3,290円			検査	簡単な前処理を要する検査	1項目につき 3,350円
			複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,320円				複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,400円
			特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,000円				特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,240円
138	衛生検査手数の2料	水質検査	飲料水検査	飲用簡易検査 1件につき 7,090円	138	衛生検査手数の2料	水質検査	飲料水検査	飲用簡易検査 1件につき 7,220円
			食品衛生法に基づく飲用適検査	1件につき 91,100円				食品衛生法に基づく飲用適検査(シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。)	1件につき 92,780円
			全項目検査(シアン化物イオン及び塩化シアン並びに臭素酸を除く。)	1件につき 287,500円				全項目検査(シアン化物イオン及び塩化シアン並びに臭素酸を除く。)	1件につき 292,820円
			細菌検査	1項目につき 1,850円				細菌検査	1項目につき 1,880円

現行				改正案			
		残留塩素	1項目につき 1,130円			残留塩素	1項目につき 1,150円
		有機塩素化合物検査	1項目につき32,910円。ただし、同一検体で1項目増すごとに3,600円を加算する。			有機塩素化合物検査	1項目につき33,510円。ただし、同一検体で1項目増すごとに3,660円を加算する。
		農薬項目検査	1項目につき37,440円。ただし、同一検体で1項目増すごとに6,060円を加算する。			農薬項目検査	1項目につき38,130円。ただし、同一検体で1項目増すごとに6,170円を加算する。
	その	複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,320円		その	複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,400円
	他の	特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,000円		他の	特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,240円
	プール水検査	5項目検査	1件につき 4,320円		プール水検査	5項目検査	1件につき 4,400円
		総トリハロメタン検査	1項目につき 43,710円			総トリハロメタン検査	1項目につき 44,490円
		一般細菌	1項目につき 1,850円			一般細菌	1項目につき 1,880円
		レジオネラ属菌	1項目につき 7,200円			レジオネラ属菌	1項目につき 7,330円
	浴槽水その他	過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき 4,320円		浴槽水その他	有機物（全有機炭素(TOC)）の量又は過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき 4,400円

現行				改正案						
	の検査	大腸菌又は大腸菌群	1項目につき 1,640円	の検査	大腸菌	1項目につき 1,880円				
					大腸菌群	1項目につき 1,670円				
		レジオネラ属菌	1項目につき 7,200円			レジオネラ属菌	1項目につき 7,330円			
		その他の検査	前処理を要しない検査		1項目につき 1,130円	その他の検査	前処理を要しない検査	1項目につき 1,150円		
			複雑な前処理を要する検査		1項目につき 4,320円		特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,240円		
			特殊な前処理を要する検査		1項目につき 13,000円					
		食品検査	成分検査		定量分析	1項目につき 15,530円	食品検査	成分検査	定量分析	1項目につき 15,810円
			食品中の添加物検査		定性分析	1項目につき 14,190円		食品中の添加物検査	定性分析	1項目につき 14,450円
					定量分析	1項目につき 17,070円			定量分析	1項目につき 17,380円
			食品添加物検査		規格検査	1件につき 40,010円		食品添加物検査	規格検査	1件につき 40,750円
規格検査	乳及び乳製品		1項目につき 11,720円	規格検査	乳及び乳製品	1項目につき 11,930円				
	その他	略	その他		略					
食品中の農薬分析検査	定量分析	1項目につき34,970円。ただし、同一検体で1項目	食品中の農薬分析検査	定量分析	1項目につき35,610円。ただし、同一検体で1項目					

現行				改正案			
			増すごとに5,650円を加算する。				増すごとに5,750円を加算する。
	器具、容器及び包装検査	定性分析	1項目につき 4,930円		器具、容器及び包装検査	定性分析	1項目につき 5,020円
		定量分析	1項目につき 10,180円			定量分析	1項目につき 10,360円
	細菌検査	一般細菌	1項目につき 2,050円		細菌検査	一般細菌	1項目につき 2,080円
		大腸菌又は大腸菌群	1項目につき 2,050円			大腸菌又は大腸菌群	1項目につき 2,080円
		食中毒菌	1項目につき 3,180円			食中毒菌	1項目につき 3,230円
		腸管出血性大腸菌O157	1項目につき 8,220円			腸管出血性大腸菌O157	1項目につき 8,370円
	その他の試験又は検査		略		その他の試験又は検査		略
	検査成績書の再発行		1通につき 1,230円		検査成績書の再発行		1通につき 1,250円
略				略			
備考				備考			
1～6 略				1～6 略			
7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積				7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下同じ）			

現行	改正案
<p>_____について算定する。</p> <p>8～10 略</p> <p>11 第76の11項に規定する床面積は、建築物を建築する場合（次項に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次項に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次項に掲げる場合を除く。）において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積_____</p> <p>_____について算定する。</p> <p>12 第76の13項に規定する床面積は、認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積_____）の2分の1について算定する。</p> <p>13 第76の14の2項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費</p>	<p>_____に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）_____について算定する。</p> <p>8～10 略</p> <p>11 第76の11項に規定する床面積は、建築物を建築する場合（次項に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次項に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次項に掲げる場合を除く。）において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（<u>当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積</u>）_____について算定する。</p> <p>12 第76の13項に規定する床面積は、認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（<u>床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積</u>）（<u>当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積</u>）の2分の1について算定する。</p> <p>13 第76の14の2項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費</p>

現行	改正案
<p>性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____について算定する。</p> <p>14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積_____</p> <p>_____）の2分の1について算定する。</p> <p>15 第76の15項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の部分の床面積_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____について算定する。</p> <p>16 第76の17項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増</p>	<p>性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築等の場合であつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）_____について算定する。</p> <p>14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）（増築等の場合であつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の2分の1について算定する。</p> <p>15 第76の15項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の部分の床面積（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）（増築等の場合であつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）_____について算定する。</p> <p>16 第76の17項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増</p>

現行	改正案
<p>加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>) の2分の1について算定する。</p> <p>17 第76の19項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能基準適合性認定に係る建築物の部分の床面積</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>について算定する。</p> <p>18～20 略</p>	<p>加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) (当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積) (増築等の場合であつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積) の2分の1について算定する。</p> <p>17 第76の19項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能基準適合性認定に係る建築物の部分の床面積(当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積) (増築等の場合であつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積) について算定する。</p> <p>18～20 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市更生支援に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 本市における更生支援に関する施策を推進するため、基本理念等必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本理念（第3条関係）</li> <li>(2) 市の責務（第4条関係）</li> <li>(3) 関係機関等及び市民等の役割（第5条・第6条関係）</li> <li>(4) 孤立させない支援体制（第7条から第10条まで関係）</li> <li>(5) 社会的排除の解消（第11条から第14条まで関係）</li> </ul>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪に問われた者等への更生支援に関し、基本理念、市の責務、孤立させない支援体制等について定めようとするもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	福祉部 長寿福祉課



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 神功バンビーホームの位置に、平城西中学校内に新設したバンビーホームの位置を追加する。(別表関係)
3 制定改廃の理由	<p>・当初令和3年度開校予定であった平城西中学校区小中一貫校(以下「小中一貫校」という。)の設置に伴い、平城西中学校内にバンビーホームを建設したが、小中一貫校の開校が令和4年度にずれ込んだ。小中一貫校が開校するまでの期間、平城西中学校に隣接する神功バンビーホームに同バンビーホームを位置付けるため。</p>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	教育部 地域教育課

## 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例 新旧対照表

現行		改正案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
神功バンビーホーム	奈良市神功二丁目2番地 神功小学校内	神功バンビーホーム	奈良市神功二丁目1番地 平城西中学校内 ・奈良市神功二丁目2番地 神功小学校内
略	略	略	略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 以下の条例において身体拘束等の禁止に係る市の独自基準を定めているが、当該事項について、独自基準の内容を上回る内容が基準省令で規定されることとなったため、独自基準から削除することにより基準省令との整合性を図る。</p> <p>(1) 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>(2) 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>(3) 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(4) 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(5) 奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記基準省令の改正に伴い、本市条例についても所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

## 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p><u>（身体拘束等の禁止）</u></p> <p><u>第12条 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、当該サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定障害福祉サービス事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p><u>第12条 削除</u></p>

## 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p><u>（身体拘束等の禁止）</u></p> <p><u>第12条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定障害者支援施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定障害者支援施設は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>第12条 削除</p>

## 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p><u>（身体拘束等の禁止）</u></p> <p><u>第10条 障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 障害福祉サービス事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。</u></p> <p><u>3 障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p><u>4 障害福祉サービス事業者は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>第10条 削除</p>

## 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p><u>（身体拘束等の禁止）</u></p> <p><u>第10条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。</u></p> <p><u>3 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p><u>4 障害者支援施設は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的に実施しなければならない。</u></p>	<p><u>第10条 削除</u></p>

## 奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（第5条による改正）

現行	改正案
<p><u>（身体拘束等の禁止）</u></p> <p><u>第9条 指定障害児通所支援事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定障害児通所支援事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定障害児通所支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定障害児通所支援事業者は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>第9条 削除</p>



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第18号）</li> <li>・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）</li> <li>・奈良県国民健康保険運営方針</li> <li>・租税特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 租税特別措置法の一部改正により、低未利用土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の特例措置が創設されたことに伴い、国民健康保険料の賦課に関し、所得割の控除を行うため新たに条項を加える。（第10条関係）</li> <li>2. 賦課限度額の引上げ（第12条の6、第12条の12、第16条関係） 保険料の基礎賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金賦課限度額を16万円から17万円にそれぞれ引き上げる。</li> <li>3. 均等割額・平等割額の軽減判定基準の見直し（第16条関係） 一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯は、個人所得課税の見直し後においては国民健康保険料の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定の見直しを行う。</li> <li>4. 奈良県内市町村の保険料減免基準の統一化（第21条関係） 減免基準を県内市町村で統一するため、所要の改正を行う。</li> <li>5. 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定に関し、新型コロナウイルス感染症の定義を改める。（附則第14項関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額、介護納付金賦課限度額及び均等割額・平等割額の軽減判定所得基準が見直されたため。</li> <li>・国民健康保険の県単位化にあたって奈良県及び市町村の国保事業の運営に関して定めた「奈良県国民健康保険運営方針」において、令和3年度に保険料減免の統一基準を定めることとなったため。</li> <li>・租税特別措置法の一部改正により、長期譲渡所得の特別控除が創設されたため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、令和3年4月1日、令和6年4月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

## 奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義</p>

現行	改正案
<p>による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（基礎賦課限度額）</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p>
<p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（介護納付金賦課限度額）</p>	<p>（介護納付金賦課限度額）</p>
<p>第12条の12 第12条の8の賦課額は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第12条の12 第12条の8の賦課額は、<u>17万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（保険料の減額）</p>	<p>（保険料の減額）</p>
<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）とする。</p>	<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）とする。</p>
<p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義</p>	<p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義</p>

現行	改正案
<p>務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</u></p>	<p>務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び</u></p>

現行	改正案
	<p>第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>
<p>ア・イ 略</p>	<p>ア・イ 略</p>
<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</p>	<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、28万5千円に当該年度の</p>
<p>に、28万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超</p>	<p>に、28万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超</p>

現行	改正案
<p>えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</u></p>	<p>えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）</u>に、52万円に当該年度の</p>
<p><u>に、52万円に当該年度の</u>                      保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>	<p><u>に、52万円に当該年度の</u>                      保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>61</u></p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>63</u></p>

現行	改正案
<p>万円」とあるのは「<u>16万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(保険料の減免)</u></p>	<p>万円」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(保険料の減免)</u></p>
<p>第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、<u>保険料を減免することができる。</u></p>	<p>第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、<u>保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるものに対し、その保険料を減免することができる。</u></p>
<p>(1) <u>災害等により生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者</u></p>	<p>(1) <u>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、次のいずれかに該当する納付義務者又は被保険者</u></p>
<p><u>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</u></p>	<p><u>ア 地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者</u></p>
<p><u>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者</u></p>	<p><u>イ 行方不明となつた者</u></p>
<p><u>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</u></p>	<p><u>ウ その者の居住する住宅について著しい損害を受けた者</u></p>
<p><u>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</u></p>	<p>(2) <u>次のいずれかの事由により収入が減少したことに伴い、その世帯の収入が著しく減少した納付義務者又は被保険者</u></p>
<p><u>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</u></p>	<p><u>ア 長期の入院又は自宅療養</u></p>
<p><u>(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</u></p>	<p><u>イ 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等</u></p>
<p><u>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規</u></p>	

現行	改正案
<p><u>定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</u></p> <p>(3) <u>当該年度の所得金額の見積額が保険料賦課基準年度の所得金額に比し著しく低下している者</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる理由に類する理由がある者</u></p>	<p><u>ウ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由</u></p> <p>(3) <u>被保険者又は被保険者であつた者で、法第59条各号のいずれかに該当することにより、保険給付の制限を受けたもの</u></p> <p>(4) <u>次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者</u></p> <p><u>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</u></p> <p><u>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者</u></p> <p><u>(ア) 健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）</u></p> <p><u>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</u></p> <p><u>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</u></p> <p><u>(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</u></p> <p><u>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）</u></p> <p>(5) <u>被保険者で、次のいずれかに該当することとなつたもの</u></p>



現行	改正案
<p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されている保険料については納期限前7日までに、特別徴収の方法により徴収されている保険料については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号に規定する納付義務者のうち、市長が申請を要しないと認める者については、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p>	<p>ア <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者</u></p> <p>イ <u>生活保護法の規定に準じて実施する、生活に困窮する外国人に対する保護を受ける者</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、保険料を減免することが適当であるとして市長が別に定める者</u></p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める申請期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同項第4号に該当する者であつて、当該期限までに資格喪失証明書等を添付した国民健康保険の資格取得の届出を市長に提出した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び保険料額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p>
<p>3 第1項の規定によつて保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金</p>	<p>3 第1項の規定によつて保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、保険料の減免割合その他保険料の減免に関して必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金</p>

現行	改正案
<p>額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と_____する。</p> <p>（平成22年度以後の保険料の減免の特例）</p>	<p>額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（平成22年度以後の保険料の減免の特例）</p>
<p>12 当分の間、平成22年度以後の第21条第1項第2号の規定による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p>	<p>12 当分の間、平成22年度以後の第21条第1項第4号の規定による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p>
<p>14 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日（その日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>14 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日（その日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市介護保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期計画期間における第1号保険料算定に必要な諸係数について（令和2年11月30日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）</li> <li>・平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて（令和2年12月25日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料の基準所得金額を定める。（第4条関係）</li> <li>2. 第8期介護保険事業期間である令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料を定める。（第4条関係）</li> <li>3. 令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月から令和4年12月までの間に低未利用地等の譲渡をした場合、税法上の特別控除として、介護保険料の算定に用いる長期譲渡所得金額から100万円を控除できることとなったため、所要の規定の整理を行う。（第4条関係）</li> <li>4. 平成30年度税制改正により給与及び公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げとなったが、令和3年度から令和5年度までの間について、被保険者に意図せざる影響や不利益が生じないよう所要の措置を講じる。（附則第8条関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の事務連絡に基づき、第8期介護保険事業計画期間における介護保険第1号被保険者の介護保険料の所得段階の上限となる基準所得金額を定めるため。</li> <li>・第8期介護保険事業計画により定められた介護保険料基準額に基づき、事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの各年度の介護保険料を定めるため。</li> <li>・平成30年度及び令和2年度の税制改正に伴い、介護保険制度における所得指標が見直されたため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	福祉部 介護福祉課

## 奈良市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> <p>第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,100円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,100円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額_____とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。) <u>80,600円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> <p>第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下_____同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。) <u>82,300円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者</p>

現行	改正案
<p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>87,700円</u></p>	<p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>89,500円</u></p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>105,200円</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>107,400円</u></p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>119,200円</u></p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>121,700円</u></p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>126,200円</u></p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>128,900円</u></p>
<p>(11) 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者</p>

現行	改正案
<p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。） <u>133,200円</u></p>	<p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。） <u>136,000円</u></p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者</p>
<p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。） <u>147,300円</u></p>	<p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。） <u>150,300円</u></p>
<p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>161,300円</u></p>	<p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>164,700円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,000円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までに _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,500円</u>とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,000円</u>」とあるのは、「<u>31,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までに _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,500円</u>」とあるのは、「<u>32,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,000円</u>」とあるのは、「<u>45,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までに _____ における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,500円</u>」とあるのは、「<u>46,500円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条～第7条 略</p>	<p>第1条～第7条 略</p>
	<p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和</p>

現行	改正案
	<p>40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 利用料金の支払について（第4条関係）</p> <p>駐車場利用者が提携先施設を利用するために当該駐車場を利用した際の駐車料金を提携先施設が駐車場利用者に代わり支払うことができる旨の規定を追加する。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・指定管理者制度により管理を行っている奈良市営JR奈良駅第1駐車場及び第2駐車場について、施設運営におけるコスト削減及び更なる駐車場利用者の利便性の向上を図るため、提携先施設における磁気処理機器の導入に伴う規定の整備を行う。</p>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	建設部 土木管理課



## 奈良市営駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(利用料金等)</p> <p>第4条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める利用料金を支払い、又は使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第4条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める利用料金を支払い、又は使用料を納付しなければならない。<u>ただし、市内に事務所等を有する事業者等であって規則で定めるところにより指定管理者の登録を受けたものが利用者に代わって利用料金を支払う場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～6 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 利用料金制の導入にあたり所要の規定の整備を行う。(第6条関係)</p> <p>2. 利用時間及び利用料金を改定する。(別表関係)</p>
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市勤労者総合福祉センターについて、利用者の利便性の向上を図ることを目的として、利用料金制を導入し、利用時間及び利用料金を変更する。</p>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	観光経済部 産業政策課

## 奈良市勤労者総合福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定管理者)</p> <p>第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) センターの<u>使用承認</u>及び<u>使用制限</u>に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>使用</u>の承認)</p>	<p>(指定管理者)</p> <p>第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) センターの<u>利用承認</u>及び<u>利用制限</u>に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>利用</u>の承認)</p>
<p>第4条 センターのうち別表に掲げる施設を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、次の_____いずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(<u>使用承認</u>の変更等)</p>	<p>第4条 センターのうち別表に掲げる施設を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(<u>利用承認</u>の変更等)</p>
<p>第5条 指定管理者は、次の_____いずれかに該当するとき、センターの<u>使用</u>の条件を変更し、若しくは<u>使用</u>を停止し、又は<u>使用</u>の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 災害その他不可抗力による理由により<u>使用</u>することができなくなつ</p>	<p>第5条 指定管理者は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当するとき、センターの<u>利用</u>の条件を変更し、若しくは<u>利用</u>を停止し、又は<u>利用</u>の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 災害その他不可抗力による理由により<u>利用</u>することができなくなつ</p>

現行	改正案
<p>たとき、又は<u>使用</u>することが不相当と認められるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の規定により<u>使用</u>の条件の変更若しくは<u>使用</u>の停止又は<u>使用</u>の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第6条 センターの<u>使用</u>の承認を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、別表に定める<u>使用料</u>を納付しなければならない。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の<u>使用料</u>を減免することができる。</p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第8条 既納の<u>使用料</u>は還付しない。ただし、<u>使用者</u>の責めに帰すことができない理由により<u>使用</u>ができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>たとき、又は<u>利用</u>することが不相当と認められるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の規定により<u>利用</u>の条件の変更若しくは<u>利用</u>の停止又は<u>利用</u>の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。</p> <p><u>(定期利用)</u></p> <p>第5条の2 <u>ワークスペース及びトレーニングルーム</u>は、1箇月を単位として継続して利用することができる。</p> <p>2 前項の規定による<u>利用</u>（以下「<u>定期利用</u>」という。）をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第6条 センターの<u>利用</u>の承認を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）は、別表に定める<u>利用料金</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>利用料金</u>は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に<u>利用料金</u>を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、<u>利用料金</u>の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第7条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により____、前条の<u>利用料金</u>を減免することができる。</p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p>第8条 既納の<u>利用料金</u>は還付しない。ただし、<u>利用者</u>の責めに帰すことができない理由により<u>利用</u>ができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>

現行	改正案
<p>(<u>使用者</u>の義務)</p> <p>第9条 <u>使用者</u>は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。</p>	<p>(<u>利用者</u>の義務)</p> <p>第9条 <u>利用者</u>は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。</p>
<p>(特別の設備等)</p> <p>第10条 <u>使用者</u>は、センターの<u>使用</u>に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、<u>使用者</u>の負担において必要な設備をさせることができる。</p> <p>3 <u>使用者</u>は、前2項に規定する設備をした場合は、センターの<u>使用</u>が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。</p> <p>4 <u>使用者</u>が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを行い、その費用を<u>使用者</u>から徴収することができる。</p>	<p>(特別の設備等)</p> <p>第10条 <u>利用者</u>は、センターの<u>利用</u>に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、<u>利用者</u>の負担において必要な設備をさせることができる。</p> <p>3 <u>利用者</u>は、前2項に規定する設備をした場合は、センターの<u>利用</u>が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。</p> <p>4 <u>利用者</u>が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを行い、その費用を<u>利用者</u>から徴収することができる。</p>
<p>(<u>使用権</u>の譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 <u>使用者</u>は、センターを<u>使用する</u>権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。</p>	<p>(<u>利用権</u>の譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 <u>利用者</u>は、センターを<u>利用する</u>権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 センターを利用する者は、施設等を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 センターを利用する者は、施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p>	<p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p>
<p>第13条 略</p> <p>(1) 施設等又は展示物を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(入場の禁止等)</p>	<p>第13条 略</p> <p>(1) 施設等又は展示物を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(入場の禁止等)</p>
<p>第14条 指定管理者は、次の_____いずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p>	<p>第14条 指定管理者は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p>

現行							
(1)・(2) 略							
別表(第4条・第6条関係)							
1 多目的ホール、リハーサル室、会議室、研修室、和室、技能講習室、視聴覚室及び実習室使用料							
区分		午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日
		9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00
		≒	≒	≒	≒	≒	≒
		12:00	17:00	21:00	17:00	21:00	21:00
多目的 ホール	ホール として 独占使 用	円 3,200	円 4,800	円 6,400	円 8,000	円 11,200	円 14,400
	体育室 として 独占使 用	1,600	2,400	3,200	4,000	5,600	7,200
	体育室 として 部分使 用	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600
リハーサル室		1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900
会議室(1)		1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900

改正案							
(1)・(2) 略							
別表(第4条・第6条関係)							
1 多目的ホール、リハーサル室、ワークスペース、会議室、研修室、和室、技能講習室、実習室及び多目的スペース利用料金の上限							
区分		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
		9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	19:00
		≒	≒	≒	≒	≒	≒
		11:00	13:00	15:00	17:00	19:00	21:00
多目的 ホール	体育室 として 独占利 用	円 2,200	円 2,200	円 2,200	円 2,200	円 4,400	円 4,400
	体育室 として 部分利 用	1,100	1,100	1,100	1,100	2,200	2,200
リハーサル室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
ワークス ペース	個別利用 (1人当 たり)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	オープン	800	800	800	800	800	800

現行								改正案									
									利用(1 人当 り)								
会議室 (2)	独占使 用	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	会議室 A	独占利 用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		
	部分使 用	550	800	1,100	1,350	1,900	2,450		部分利 用	500	500	500	500	1,000	1,000		
会議室(3)		1,000	1,500	2,000	2,500	3,500	4,500	会議室B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		
研修室		1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	研修室A		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		
和室(1)		550	800	1,100	1,350	1,900	2,450	研修室B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		
和室(2)		550	800	1,100	1,350	1,900	2,450	和室	独占利 用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		
技能講習室		1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900		部分利 用	500	500	500	500	1,000	1,000		
視聴覚室		1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	技能講習室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		
実習室		1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	実習室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		
								多目的スペース		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		
備考								備考									
1 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。								1 利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の利用料金の1時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。									
2 多目的ホールの冷暖房施設の使用料は、規定の使用料の100分の20に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。								2 多目的ホールの冷暖房施設の利用料金は、規定の利用料金の100分の20に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。									

現行	改正案
<p>3 <u>多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために使用する場合（ホールとして独占使用する場合に限る。）の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。</u></p> <p>4 <u>「部分使用」とは、床面積の2分の1以下を使用する場合をいう。</u></p> <p>5 <u>多目的ホールを使用する場合において、次のいずれかに該当するときの使用料は、規定の使用料の100分の200に相当する額とする。</u></p> <p>(1) <u>500円を超える入場料を徴収するとき。</u></p> <p>(2) <u>会費又は協力費を徴収するとき。</u></p> <p>(3) <u>会員制度により会員を招待するとき。</u></p> <p>(4) <u>商品等の売上高により招待券を発行するとき。</u></p> <p>(5) <u>その他これらに準ずるとき。</u></p> <p>6 <u>実習室を陶芸焼窯の本焼又は素焼のために使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。</u></p>	<p>3 <u>多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために利用する場合（ホールとして独占利用する場合に限る。）の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。</u></p> <p>4 <u>「部分利用」とは、床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。</u></p> <p>5 <u>多目的ホールを利用する場合において、次のいずれかに該当するときの利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。</u></p> <p>(1) <u>500円を超える入場料を徴収するとき。</u></p> <p>(2) <u>会費又は協力費を徴収するとき。</u></p> <p>(3) <u>会員制度により会員を招待するとき。</u></p> <p>(4) <u>商品等の売上高により招待券を発行するとき。</u></p> <p>(5) <u>その他これらに準ずるとき。</u></p> <p>6 <u>実習室を陶芸焼窯の本焼又は素焼のために利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。</u></p> <p>7 <u>「個別利用」とは、個人でワークスペース内の個室を利用する場合をいう。</u></p> <p>8 <u>「オープン利用」とは、ワークスペース（個室を除く。）を利用する場合をいう。</u></p> <p>9 <u>次に掲げる者以外の者（以下「市外利用者」という。）が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>市内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>(3) <u>市内に存する学校に在学する者</u></p> <p>10 <u>土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の</u></p>



現行		改正案																																																										
		<p>利用料金の額の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>11 <u>ワークスペースの定期利用の利用料金は、月額32,500円とする。</u></p> <p>12 <u>多目的ホールをホールとして独占利用する場合の利用料金は、当該ホールを体育室として独占利用する場合の利用料金の100分の200に相当する額とする。</u></p>																																																										
2 <u>トレーニングルーム、シャワー室及びサウナ室使用料（1人1回につき）</u>		2 <u>トレーニングルーム、シャワー室及びサウナ室の利用料金の上限（1人1回につき）</u>																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>サウナ室</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>シャワー室・サウナ室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	トレーニングルーム	350円	シャワー室	100円	サウナ室	150円	シャワー室・サウナ室	200円	トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">トレーニングルーム</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>回数券（11枚） 5,000円</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>サウナ室</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>シャワー室・サウナ室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室</td> <td>650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>トレーニングルームの定期利用の利用料金は、月額6,200円とする。</u></p>	区分	利用料金	トレーニングルーム	500円	回数券（11枚） 5,000円	シャワー室	100円	サウナ室	150円	シャワー室・サウナ室	200円	トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室	650円																																		
区分	使用料																																																											
トレーニングルーム	350円																																																											
シャワー室	100円																																																											
サウナ室	150円																																																											
シャワー室・サウナ室	200円																																																											
トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室	500円																																																											
区分	利用料金																																																											
トレーニングルーム	500円																																																											
	回数券（11枚） 5,000円																																																											
シャワー室	100円																																																											
サウナ室	150円																																																											
シャワー室・サウナ室	200円																																																											
トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室	650円																																																											
3 <u>テニスコート使用料（1面につき）</u>	3 <u>テニスコートの利用料金の上限（1面につき）</u>																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後（前）</th> <th>午後（後）</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9：00</td> <td>13：00</td> <td>15：30</td> <td>13：00</td> <td>18：00</td> </tr> <tr> <td>≒</td> <td>≒</td> <td>≒</td> <td>≒</td> <td>≒</td> </tr> <tr> <td>12：00</td> <td>15：00</td> <td>17：30</td> <td>17：00</td> <td>21：00</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1,350円</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>1,800円</td> <td>1,350円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後（前）	午後（後）	午後	夜間	9：00	13：00	15：30	13：00	18：00	≒	≒	≒	≒	≒	12：00	15：00	17：30	17：00	21：00	テニスコート	1,350円	900円	900円	1,800円	1,350円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分4</th> <th>区分5</th> <th>区分6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9：00</td> <td>11：00</td> <td>13：00</td> <td>15：00</td> <td>17：00</td> <td>19：00</td> </tr> <tr> <td>≒</td> <td>≒</td> <td>≒</td> <td>≒</td> <td>≒</td> <td>≒</td> </tr> <tr> <td>11：00</td> <td>13：00</td> <td>15：00</td> <td>17：00</td> <td>19：00</td> <td>21：00</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	9：00	11：00	13：00	15：00	17：00	19：00	≒	≒	≒	≒	≒	≒	11：00	13：00	15：00	17：00	19：00	21：00	テニスコート	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
区分		午前	午後（前）	午後（後）	午後	夜間																																																						
	9：00	13：00	15：30	13：00	18：00																																																							
≒	≒	≒	≒	≒																																																								
12：00	15：00	17：30	17：00	21：00																																																								
テニスコート	1,350円	900円	900円	1,800円	1,350円																																																							
区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6																																																						
	9：00	11：00	13：00	15：00	17：00	19：00																																																						
≒	≒	≒	≒	≒	≒																																																							
11：00	13：00	15：00	17：00	19：00	21：00																																																							
テニスコート	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																																																						

現行	改正案
<p><u>備考</u>  <u>照明を伴い使用する場合は、規定の使用料に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき250円を加算した額とする。</u></p> <p><u>4 附属設備及びその使用料</u>  <u>市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額</u></p>	<p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。</u></li> <li><u>2 市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></li> <li><u>3 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></li> </ol> <p><u>4 附属設備及びその利用料金の上限</u>  <u>市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額</u></p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第321号）による道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 道路法施行令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路等に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの）を占用物件に追加する。（別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生特別措置法上の都市再生整備計画の区域内における道路占用許可の特例制度を活用するため、新たな占用料の区分を追加するもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	建設部 土木管理課

奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
略	略	略	略	略	略	略	略
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルに	430円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルに	430円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	130円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	130円
				令第7条第8号に掲げる施設			Aに0.014を乗じて得た額
				トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該道路下の地下を除く。)に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
				上空に設けるもの			Aに0.005を乗じて得た額
				地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの			Aに0.008を乗じて得た額
				階数が1のもの			Aに0.01を乗じて得た額
				階数が2のもの			Aに0.033を乗じて得た額
				階数が3以上のもの			
				その他のもの			
令第7条第9号に掲げる施設	略	略	略	略	略	略	

現行		改正案	
略	略	略	略
備考		備考	
1～4 略		1～4 略	
5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。		5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。	
6～11 略		6～11 略	

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 第2条の表中学校の部に奈良市立一条高等学校附属中学校の項を加える。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月定例教育委員会において、奈良市立一条高等学校附属中学校の設置に関する議案が議決されたため、本条例において所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	教育部 教育政策課

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略	略	略	略	略	略
中学校	奈良市立富雄第三中学校	略	中学校	奈良市立富雄第三中学校	略
				奈良市立一条高等学校附属中学校	奈良市法華寺町1,351番地
略	略	略	略	略	略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法施行令（昭和23年政令第326号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 診療科目の名称変更（第4条関係） 診療科目のうち、内科をリウマチ・こう原病内科に、糖尿病内科を糖尿病・内分泌内科に変更する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立奈良病院の診療科目のうち、内科をリウマチ・こう原病内科に、糖尿病内科を糖尿病・内分泌内科に変更することで、専門的な診療機能を強化し、患者の診療機能への理解と適切な受診につなげるため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	健康医療部 医療政策課



## 奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p><u>(1) 内科</u></p> <p><u>(2)～(8) 略</u></p> <p><u>(9) 糖尿病内科</u></p> <p>(10)～(29) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p><u>(1)～(7) 略</u></p> <p><u>(8) 糖尿病・内分泌内科</u></p> <p><u>(9) リウマチ・こう原病内科</u></p> <p>(10)～(29) 略</p> <p>3 略</p>